（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条　［略］

［２・３　略］

４　第一項第二号ロ、第二項第二号ロ⑵及び前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ⑵及び前項第一号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［５～８　略］

（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四　［略］

２　［略］

３　第一項第二号ロ又は前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［５～８　略］

（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四　［略］

２　［略］

３　第一項第二号ロ又は前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［４～７　略］

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七　［略］

［２・３　略］

４　第一項第二号ロ、第二項第二号ロ⑵及び前項第一号ロ⑵に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ⑵及び前項第一号ロ⑵に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［５～10　略］

（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［５～８　同上］

（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［４～７　同上］

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

［５～10　同上］